## (19) **日本国特許庁(JP)**

A41B 11/00

# (12) 公表特許公報(A)

(11)特許出願公表番号

特表2020-528971 (P2020-528971A)

(43) 公表日 令和2年10月1日(2020,10,1)

(51) Int. Cl.

FL

テーマコード (参考)

A 4 1 B 11/00 3B018 J

# 審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 14 頁)

(21) 出願番号 特願2020-504336 (P2020-504336) 平成30年7月27日 (2018.7.27) (86) (22) 出願日 (85) 翻訳文提出日 令和2年3月27日(2020.3.27) (86) 国際出願番号 PCT/US2018/044066 (87) 国際公開番号 W02019/023561 (87) 国際公開日 平成31年1月31日 (2019.1.31)

(2006, 01)

(31) 優先権主張番号 62/538, 494

(32) 優先日 平成29年7月28日 (2017.7.28)

(33) 優先権主張国・地域又は機関

米国(US)

(71) 出願人 510132406

エイチビーアイ ブランデッド アパレル エンタープライゼズ, エルエルシー HBI Branded Apparel Enterprises, LLC アメリカ合衆国、ノースカロライナ州 2 7105、ウィンストンーセイラム、イー スト ヘインズ ミル ロード 1000

(74) 代理人 100097320

弁理士 宮川 貞二

(74)代理人 100155192

弁理士 金子 美代子

(74)代理人 100131820

弁理士 金井 俊幸

最終頁に続く

# (54) 【発明の名称】トウレス衣類

# (57)【要約】

シアータイプの靴下や他のトウレス衣類などの衣類は、 衣類の着用者の下肢の少なくとも一部をとり囲むように 構成された本体部分と、本体部分の一端に隣接するウェ ルト部分とを含む。ウェルト部分は、着用者の足をとり 囲むように構成され、着用者の足の一部分のための開口 を画成する。ウェルト部分は、折り返しウェルトを含む ことができる。

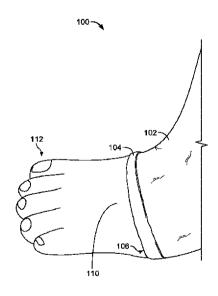


FIG. 1

#### 【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

衣類であって:

前記衣類の着用者の下肢の少なくとも一部をとり囲むように構成された本体部分と; 前記本体部分の一端に隣接し、前記着用者の足をとり囲むように構成され、開口を画成 する、ウェルト部分と;を備える、

衣類。

## 【請求項2】

前記ウェルト部分は、折り返しウェルトを備える、

請求項1に記載の衣類。

【請求項3】

前記衣類は、前記ウェルト部分が前記足の土踏まずのところで前記足をとり囲むように 構成される、

請求項1又は請求項2に記載の衣類。

#### 【請求項4】

前記ウェルト部分は、前記ウェルト部分に取り付けられる、又は前記ウェルト部分と一体に形成されるシリコーンバンドを備える、

請求項1乃至請求項3のいずれか1項に記載の衣類。

#### 【 請 求 項 5 】

前記ウェルト部分は、シリコーンフリーである、

請求項1乃至請求項3のいずれか1項に記載の衣類。

#### 【請求項6】

前記ウェルト部分は、ナイロン糸及びスパンデックス糸を備える、

請求項1乃至請求項5のいずれか1項に記載の衣類。

#### 【請求項7】

前記ウェルト部分は、前記本体部分に継ぎ目なく編み付けられる、

請求項1乃至請求項6のいずれか1項に記載の衣類。

#### 【請求項8】

前記ウェルト部分は、前記本体部分に縫い付けられる、

請求項1乃至請求項6のいずれか1項に記載の衣類。

#### 【請求項9】

前記ウェルト部分は第1の糸を有し、前記第1の糸は前記本体部分にある第2の糸より も太い、

請求項1乃至請求項8のいずれか1項に記載の衣類。

## 【請求項10】

前記ウェルト部分の第1の糸の太さは、前記本体部分にある第2の糸の太さの約3倍である、

請求項9に記載の衣類。

# 【請求項11】

前記第1の糸は、70デニール糸を備える、

請求項9又は請求項10に記載の衣類。

#### 【請求項12】

前記ウェルト部分の伸びは、少なくとも115%であり、

前記ウェルト部分は、伸ばされていない元の長さを超えて伸ばされると、前記着用者の 足の一部を圧迫するように構成される、

請求項1乃至請求項11のいずれか1項に記載の衣類。

#### 【請求項13】

前記衣類は、タイツ、ストッキング、靴下、パンツ、又はズボン下を備える、

請求項1乃至請求項12のいずれか1項に記載の衣類。

## 【請求項14】

10

20

30

00

40

前記衣類は、シアータイプの靴下を備える、

請求項13に記載の衣類。

## 【請求項15】

衣類の本体部分によって、前記衣類の着用者の下肢の少なくとも一部をとり囲むステップと;

前記衣類のウェルト部分によって、前記着用者の足の一部分をとり囲むステップであって、前記ウェルト部分は前記本体部分に結合されている、前記とり囲むステップと;を備える、

方法。

# 【請求項16】

前記ウェルト部分は、前記着用者の足の一部をとり囲む折り返しウェルトを備える、 請求項15に記載の方法。

#### 【請求項17】

前記着用者の足の一部分をとり囲む前記ステップは、前記ウェルト部分によって、前記着用者の足の土踏まず域をとり囲むステップを備える、

請求項15又は請求項16に記載の方法。

## 【請求項18】

前記着用者の足の一部分をとり囲む前記ステップは、前記ウェルト部分によって、前記着用者の足の一部分を圧迫するステップを備え、

前記ウェルト部分の伸びは、少なくとも115%である、

請求項15乃至請求項17のいずれか1項に記載の方法。

#### 【請求項19】

ウェルト部分によって、前記着用者の足の一部分をとり囲む前記ステップは、前記着用者の足の一部分を、前記ウェルト部分に直接接触させるステップを備える、

請求項15乃至請求項18のいずれか1項に記載の方法。

## 【請求項20】

前記ウェルト部分は、シリコーンフリーであり、

前記着用者の足は、前記ウェルト部分に近接するシリコーンに接触しない、

請求項19に記載の方法。

## 【請求項21】

前記ウェルト部分を、前記足の第1の既述の部分とは異なる、前記足の第2の部分へ、前記足に沿って移動させるステップを備える、

請求項15乃至請求項20のいずれか1項に記載の方法。

## 【発明の詳細な説明】

# 【技術分野】

#### [0001]

# [関連出願の相互参照]

本願は、2017年7月28日に出願された米国仮特許出願第62/538,494号の優先権の利益を請求し、その内容は参照により本明細書に組み込まれる。

[0002]

本開示は、トウレス(つま先なし)衣類に関する。

# 【背景技術】

## [0003]

タイツ、靴下、他の下半身用衣類は、着用者が望む動きに応じて、又は、衣類に望まれる機能に応じて、オープントウ型(つま先開型)とクローズトウ型(つま先閉型)とすることができる。オープントウ型の下半身用衣類は、衣類のオープントウ部分(つま先開き部分)を着用者の適所に保持するために、シリコーン、つま先輪状構造、又はかんぬき止め縫いを含むことが多い。

## 【発明の概要】

10

20

30

#### [0004]

本開示は、着用者の足の一部をとり囲むウェルト(縁飾り、縁かがり)部分を含む、トウレス衣類などの衣類について述べる。

#### [00005]

態様によっては、衣類は、衣類の着用者の下肢の少なくとも一部をとり囲むように構成された本体部分と、本体部分の一端に隣接するウェルト部分とを含む。ウェルト部分は着用者の足をとり囲むように構成されており、このウェルト部分が開口を画成する。

## [0006]

この態様及び他の態様は、以下の特徴のうち1つ又は複数を含むことができる。ウェルト部分は折り返し(裏返し)ウェルトを含むことができる。衣類は、ウェルト部分は近して足をとり囲むように構成することもできる。ウェルト部分は、ウェルト部分と一体に形成された、シリコーンがはシリコーンを含まなくてもよい。ウェルト部分を含むことができる。本体部分に、ウェルト部分を継けることができる。本体部分に、ウェルト部分を継けることができる。本体部分に、カームとの糸を含むことができる。本体部分にある第2の糸をはにある第2の糸の糸の大い。ウェルト部分の第1の糸の大にある第2の糸の糸の糸の木でもよい。ウェルト部分の伸びは少なくとも115%であってよく、ウェルトの糸を含んでもよい。ウェルト部分の伸びは少なくとも115%であってよく、ウェル部分は、中ばされていない元の長さを超えて伸ばされると、着用者の足の一部分に構成されてもよい。衣類として、タイツ、ストッキング、靴下、パンツ、タイプの靴下類であってもよい。

# [ 0 0 0 7 ]

本開示の特定の態様は、着用者の足をとり囲む方法を含む。この方法は、衣類の本体部分によって、衣類の着用者の下肢の少なくとも一部をとり囲むステップと、衣類のウェルト部分によって、着用者の足の一部分をとり囲むステップとを含む。ウェルト部分は本体部分に結合される。

# [ 0 0 0 8 ]

この態様及び他の態様は、以下の特徴のうち1つ又は複数を含むことができる。ウェルト部分は、着用者の足の一部分をとり囲む折り返しウェルトを含むことができる。着用者の足の一部分をとり囲むステップは、ウェルト部分によって着用者の足の土踏まず域をより囲むステップを含むことができる。着用者の足の一部分をとり囲むステップは、ウェルト部分によって着用者の足の一部分を圧迫するステップを含むことができ、ここでウェルト部分の伸びは、少なくとも115%である。ウェルト部分に直接接触させるステップを含むことができる。このウェルト部分はシリコーンフリーとすることができ、着用者の足は、ウェルト部分に近接するシリコーンに接触しない。本方法は、ウェルト部分を、第1の既述の部分とは異なる第2の部分へ、足に沿って移動させるステップを含むことができる。

# [00009]

第1の態様において、衣類は、衣類の着用者の下肢の少なくとも一部をとり囲むように構成された本体部分と、本体部分の一端に近接し、着用者の足をとり囲むように構成されたウェルト部分とを含み、ウェルト部分は、開口を画成する。

#### [ 0 0 1 0 ]

第1の態様による第2の態様において、ウェルト部分は折り返しウェルトを含む。

#### [0011]

第 1 の態様又は第 2 の態様による第 3 の態様において、衣類は、ウェルト部分が足の土踏まずのところで足をとり囲むように構成される。

# [0012]

10

20

30

10

20

30

40

50

第1の態様乃至第3の態様のいずれか1つの態様による第4の態様において、ウェルト部分は、ウェルト部分に取り付けられた、又はウェルト部分と一体に形成されたシリコーンバンドを備える。

[0013]

第 1 の態 様 乃 至 第 3 の態 様 の い ず れ か 1 つ の 態 様 に よ る 第 5 の 態 様 に お い て 、 ウェ ル ト 部 分 は 、 シ リ コ ー ン フ リ ー で あ る 。

[0014]

第 1 の態様乃至第 5 の態様のいずれか 1 つの態様による第 6 の態様において、ウェルト部分は、ナイロン糸及びスパンデックス糸を含む。

[0015]

第 1 の態様乃至第 6 の態様のいずれか 1 つの態様による第 7 の態様において、ウェルト部分は、本体部分に継ぎ目なく編み付けられる。

[0016]

第 1 の態様乃至第 6 の態様のいずれか 1 つの態様による第 8 の態様において、ウェルト部分は、本体部分に縫い付けられる。

[0017]

第1の態様乃至第8の態様のいずれか1つの態様による第9の態様において、ウェルト部分は第1の糸を有し、第1の糸は本体部分にある第2の糸よりも太い。

[0018]

第9の態様による第10の態様において、ウェルト部分の第1の糸の太さは、本体部分にある第2の糸の太さの約3倍である。

[0019]

第9の態様又は第10の態様による第11の態様において、第1の糸は、70デニール 糸を含む。

[0020]

第1の態様乃至第11の態様のいずれか1つの態様による第12の態様において、ウェルト部分の伸びは、少なくとも115%であり、ウェルト部分は、伸ばされていない元の長さを超えて伸ばされると、着用者の足の一部を圧迫するように構成される。

[0021]

第 1 の態様乃至第 1 2 の態様のいずれか 1 つの態様による第 1 3 の態様において、衣類は、タイツ、ストッキング、靴下、パンツ、又はズボン下を含む。

[0022]

第13の態様による第14の態様において、衣類はシアータイプの靴下を含む。

[0023]

第15の態様において、本方法は、衣類の本体部分によって衣類の着用者の下肢の少なくとも一部をとり囲むステップと、衣類のウェルト部分によって、着用者の足の一部分をとり囲むステップであって、ウェルト部分は本体部分に結合される、前記足の一部分をとり囲むステップと、を含む。

[0024]

第 1 5 の態様による第 1 6 の態様において、ウェルト部分は、着用者の足の一部分をとり囲む折り返しウェルトを含む。

[0025]

第15の態様又は第16の態様による第17の態様において、着用者の足の一部分をとり囲むステップは、ウェルト部分によって、着用者の足の土踏まず域をとり囲むステップを含む。

[0026]

第15の態様乃至第17の態様のいずれか1つの態様による第18の態様において、着用者の足の一部分をとり囲むステップは、ウェルト部分によって、着用者の足の一部分を 圧迫するステップを含み、ウェルト部分の伸びは少なくとも115%である。

[0027]

第15の態様乃至第18の態様のいずれか1つの態様による第19の態様において、ウェルト部分によって着用者の足の一部分をとり囲むステップは、着用者の足の一部分を、ウェルト部分に直接接触させるステップを含む。

[0028]

第 1 9 の態様による第 2 0 の態様において、ウェルト部分はシリコーンフリーであり、 着用者の足はウェルト部分に近接するシリコーンに接触しない。

[0029]

第15の態様乃至第20の態様のいずれか1つの態様による第21の態様において、本方法は、ウェルト部分を、第1の既述の部分とは異なる第2の部分へ、足に沿って移動させるステップを含む。

[0030]

本開示で述べる主題の1つ又は複数の実施の詳細を、添付の図面及び以下の説明で述べる。主題の他の特徴、態様、及び利点は、説明、図面、及び特許請求の範囲から明らかとなる。

【図面の簡単な説明】

[0031]

【図1】図1は、着用者の足に着用されたトウレス衣類例の部分側面図である。

[ 0 0 3 2 ]

【図2】図2は、着用者の足に着用されたトウレス衣類例の部分正面図である。

[ 0 0 3 3 ]

【 図 3 1 】 図 3 1 A 、 図 3 1 B はそれぞれ、着用者に着用されたトウレス衣類例の正面図、斜視図である。

【図32】図32C、図32Dはそれぞれ、着用者に着用されたトウレス衣類例の左側面図、右側面図である。

【図33】図33Eは、着用者に着用されたトウレス衣類例の詳細斜視図である。

[0034]

【図4】図4は、トウレス衣類によって着用者の足をとり囲む方法例のフローチャートである。

[0035]

異なる図面における同様の符号及び名称は同様の要素を示す。

【発明を実施するための形態】

[0036]

本開示は、例えば、衣類着用者の足の少なくとも一部分と、着用者の下肢の少なくとも一部とを覆うことを意図するトウレス衣類について述べる。トウレス衣類は、本体部分の一端にあるウェルト部分又はつま先折り返し(トウカフ)とを含む。ウェルト部分は折り返しウェルトを含むことができ、折り返しウェルトは、着用者の足を圧迫でき、折り返しウェルトは、手で調節することができ、着用者の足に沿う任意の箇所に位置決めすることができる。例えば、ウェルト部分を表別の場所など、着用者の足のつま先といてきる。ウェルト部分には、つま先折り返しての間の任意の箇所に位置決めすることができる。ウェルト部分には、フレキシブルなりの間の任意の箇所に位置決めすることができる。ウェルト部分には、フレキシブルなワードのように、様々なタイプの靴を使用するオプションを着用者に提供する。

[0037]

図1及び図2は、着用者の足110に位置決めされたトウレス衣類例100の部分側面図及び部分正面図である。衣類100は、着用者の下肢の一部(例えば足首、ふくらはぎ、及び/又は向こうずね)、及び、着用者の足110の一部(例えば踵、土踏まず、及び/又は他の部分)をとり囲む本体部分102を含む。本体部分102は、着用者の脚をとり囲むほぼ円筒形の布地として示されている。図1及び図2では、本体部分102が着用者の下肢、踵、土踏まずを覆うように示されているが、本体部分102は、着用者のこれ

10

20

30

40

10

20

30

40

50

よりも多い又は少ない身体部分を覆ってもよい。衣類100は、本体部分102の一端に隣接するウェルト部分104も含む。ウェルト部分104は、本体部分102の一端に取り付けられる円筒状、輪状のウェルトであってもよい。ウェルト部分104を、本体部分102の一端に取り付け、様々な方法で、本体部分102に結合できる。例えば、ウェルト部分104を、本体部分102に(例えば、継ぎ目なく)編み付ける、本体部分102に縫合又はかがり縫いする、本体部分102に接着若しくは溶着する、又は、他の方法で本体部分102の一端に結合することができる。

## [0038]

ウェルト部分104は足110の一部をとり囲み、つま先112を含む足110の端部が通り抜けられる開口106を画成する。ウェルト部分104は衣類100のつま先折り返しとして働き、いくつかの例では、折り返しウェルトを含む。図1及び図2は、折り返しウェルトを含んだ、衣類例100のウェルト部分104を示しているが、ウェルトは別の種類であってもよい。折り返しウェルトは、最外端に折り返し端を持つ2層ウェルトを形成する。折り返しウェルトの内側端は、本体部分に、編み付ける、継ぎ目なく編み付ける、かがり縫いする、縫い合わせる、若しくは接着することができる、又は、他の方法で結合することができる。

## [0039]

ウェルト部分104により画成された開口106により、つま先112を含む足110の端部がウェルト部分104を通り抜け、よってウェルト部分は、開口106のところで足110の一部をとり囲むことができる。図1及び図2には、足110の母指球をとり囲む状態のウェルト部分104が示されている。しかし、足110におけるウェルト部分104の位置は異なってよい。例えば、ウェルト部分104は、土踏まず、母指球、又は、つま先112と踵との間の他の部分で足110をとり囲むことができる。

#### [0040]

ウェルト部分104及び本体部分102は、様々な糸を含んでいても、様々な糸からできていてもよい。例えば、本体部分102及び/又はウェルト部分104は、ナイロン糸やスパンデックス糸を含んでもよい。糸の太さ及び繊度(デニール)は、本体部分102とウェルト部分104との間で同じであっても異なっていてもよい。例えば、ウェルト部分104は、第1の太さの第1の糸を含み、この第1の糸の太さは、本体部分102の第2の糸の第2の太さよりも太い。実施例によっては、第1の糸の太さは第2の糸の太さの約3倍である。特定の実施において、ウェルト部分104は、本体部分の糸よりも大きい繊度(デニール)の糸を含む。例えば、ウェルト部分104の第1の糸は70デニール糸を含むが、本体部分102の第2の糸はこれよりも小さいデニールの糸を有する。糸は、鞘(シース)/芯(コア)配置、並列配置、又は、鞘(シース)/芯(コア)偏心配置の構成をとるバイコンポーネント繊維(2成分繊維)を含んでよい。

## [0041]

ウェルト部分104は、足110の一部分を取り囲み、圧迫する。実施によっては、ウェルト部分104の伸ばされていない初めの長さ(例えば、周長)は、ウェルト部分104がとり囲む足110の一部分の周長よりも短い。ウェルト部分104は、足110の一部分の周りにフィットするまで伸び、ウェルト部分104の弾性特性(例えば、ストレッチバック、弾性、及び/又はその他)により、ウェルト部分104は付勢されて着用者の足110を圧迫し、着用者の足110の位置決めされた位置に留まる。言い換えれば、着用者の足110の一部分が、ウェルト部分104を、その伸ばされていない初めの長さを超えて伸ばすので、ウェルト部分104の弾性が、ウェルト部分104を、伸ばされていない初めの長さに戻すべく付勢することで、ウェルト部分104は着用者の足110の一部分に圧迫力を付与する。

#### [0042]

ウェルト部分104の大きさは、例えば、厚さ、幅(例えば、ウェルト部分104の最外端から、本体部分102に隣接する、ウェルト部分の内端までの寸法)、及び/又は、長さ(例えば、周長)を変更できる。実施例によっては、ウェルト部分104は、長さ又

は周長が約3 3 / 4 インチ、幅が1 / 8 インチから1 / 2 インチ(例えば、1 / 8 インチ、1 / 4 インチ、1 / 2 インチ他)、及び / 又は、厚さが約1 / 1 6 インチである。しかし、これらの寸法は変えることができる。実施によっては、ウェルト部分1 0 4 (例えば、折り返しウェルト)の伸びは少なくとも1 1 5 %である。ここで、この伸びは(L1-L0)/ L0であり、L0は、伸びていない長さであり、L1は、伸びた長さである。例えば、長さ(例えば、周長)が3 3 / 4 インチ(L0)、伸びた長さが8 インチ(L1)であるウェルト部分例の場合、このウェルト部分例の伸び(パーセント)は、約1 1 5 %である。

# [0043]

ウェルト部分104の弾性特性及び圧迫特性により、ウェルト部分104は、自ら、足110の上に位置をとり、例えば、着用者が動いたり移動したりしている間も、足110の上の位置を維持することができる。図1及び図2のウェルト部分104からは、埋め込み、接着、又は他の方法で結合されるシリコーンが排除されている。シリコーン、及び他のポリマは、皮膚刺激を引き起こす可能性があるため、ウェルト部分104からシリコーン、又は他のポリマを排除することにより、着用者の快適性は向上する。加えて、シリコーンを設けずにウェルト部分104を製造する(例えば、編む)ことで、製造コストを低減できる。しかし、場合によっては、ウェルト部分104の内面に、着用者の足110に係止する(例えば、貼りつく)シリコーン(例えば、シリコーンバンド、シリコーンライン、及び/又は他のシリコーン応用物)及び/又は他のポリマを含むことができる。

# [0044]

図1及び図2のウェルト部分104は、トウループもバータックも含んでいない。トウループ及びバータックは、例えば着用者のつま先との間の皮膚を刺激して不快の原因になり得るので、これらを排除することで着用者の快適性は向上する。また、多くの場合、トウループ及びバータックは、つま先折り返し部分を、着用者の足の1か所にしか位置取りさせることができないのに対し、トウループ又はバータックを排除することで、ウェルト部分を着用者の足110のどこにでも自由に位置取りさせることができるようになる。しかし、場合によっては、ウェルト部分104は、着用者の隣り合うつま先間に位置するように構成された1つ又は複数のトウループ及び/又は1つ又は複数のバータックを含むことができる。

## [ 0 0 4 5 ]

衣類100は多くの種類の衣類で実施できる。例えば、衣類100としては、靴下(例えば、シアータイプの靴下)、タイツ、ストッキング、パンツ、ズボン下、及び/又は他の種類の衣類が含まれる。例えば、図31A乃至図33Eは、それぞれ、(図31A乃至図33Eにマネキンとして示された)着用者114に着用されたトウレス衣類例200の正面図、斜視図、左側面図、右側面図、及び詳細斜視図である)。図31A乃至図33Eの衣類200は、衣類200がシアータイプの靴下、又はシアータイプのタイツである点を除いて、図1及び図2の衣類100と同様である。図1及び図2の本体部分102とウェルト部分104と同様に、衣類200は本体部分202とウェルト部分204とを含む

## [0046]

図4は、例えば着用者の足の一部分をとり囲む方法例400を説明するフローチャートである。方法例400は、上で述べた衣類例100及び200によって実施される。ステップ402において、衣類の本体部分が衣類の着用者の下肢の少なくとも一部をとり囲む。ステップ404において、衣類のウェルト部分が着用者の足の一部分をとり囲む。ウェルト部分は本体部分に結合されている。場合によっては、ウェルト部分は折り返しウェルトであり、着用者の足の土踏まず域及び/又は母指球をとり囲む。特定の場合、ウェルト部分は、例えば、シリコーン、又は他のポリマなしで、着用者の足の一部と直接に接触する。ウェルト部分で足の一部をとり囲むステップは、ウェルト部分で足の一部分を圧迫するステップを含む。

# [0047]

10

20

30

多くの実施について述べた。しかし、言うまでもなく、本開示の主旨及び範囲から逸脱することなく、様々な改変を行うことができる。

# 【符号の説明】

[ 0 0 4 8 ]

100、200 衣類

102、202 本体部分

104、204 ウェルト部分

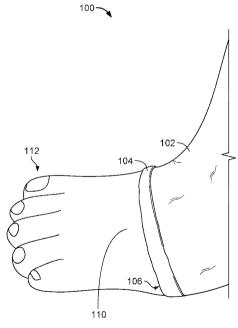
1 0 6 開口

1 1 0 足

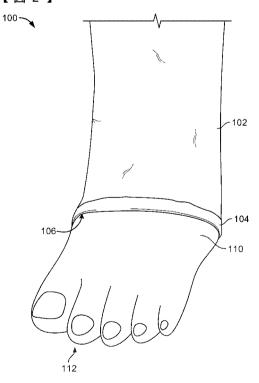
112 つま先

1 1 4 着用者

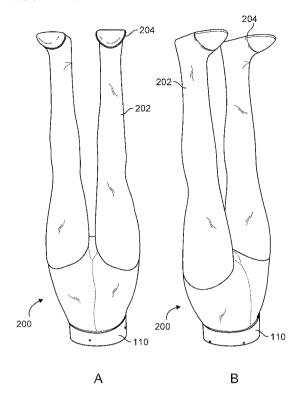




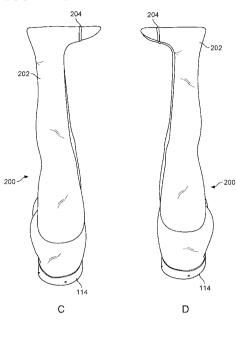
【図2】



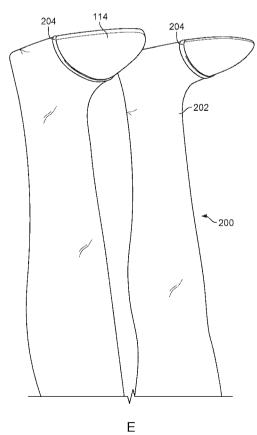
【図31】



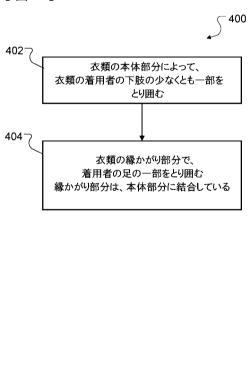
【図32】



【図33】



【図4】



# 【国際調査報告】

	INTERNATIONAL SEARCH F	EDORT		
	ication No			
		8/044066		
A. CLASSI INV. ADD.	FICATION OF SUBJECT MATTER A41B11/08			
According to	International Patent Classification (IPC) or to both national classifica	tion and IPC		
	SEARCHED			
A41B	cumentation searched (classification system followed by classificatio	n symbols)		
Documentat	ion searched other than minimum documentation to the extent that su	uch documents are incl	uded in the fields sea	urched
Electronic d	ata base consulted during the international search (name of data bas	e and, where practical	ole, search terms use	d)
EPO-In	ternal, WPI Data			
C. DOCUME	ENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT			
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the rele	evant развадев		Relevant to claim No.
Х	US 2010/095434 A1 (STUART CHARISS 22 April 2010 (2010-04-22) paragraphs [0027] - [0029]; figur			1-21
Х	US 6 047 571 A (JUNIMAN DAVID [US 11 April 2000 (2000-04-11) abstract; claims 1,3-6; figures 5			1,3,5,6, 9-12,15, 17-21
Х	US 2016/081840 A1 (HIGGINS DAVID 24 March 2016 (2016-03-24) paragraphs [0037] - [0040]; figur			1-9, 11-21
X	US 2009/265838 A1 (LEE VIRYAN THA 29 October 2009 (2009-10-29) paragraphs [0045], [0046], [0067] [0057], [0063], [0064], [0067] [0068], [0071]; figures 3b, 3c			1-21
		-/		
X Furth	ner documents are listed in the continuation of Box C.	X See patent fa	mily annex.	
"A" dooume	nt defining the general state of the art which is not considered	date and not in o		national filing date or priority ation but oited to understand nvention
	f particular relevance pplication or patent but published on or after the international ate	"X" document of partic	ular relevance; the c	aimed invention cannot be ered to involve an inventive
cited to specia	nt which may throw doubts on priority claim(s) or which is establish the publication date of another citation or other reason (as specified) ent referring to an oral disolosure, use, exhibition or other	step when the do "Y" document of partic considered to invi- combined with or	oument is taken alon ular relevance; the c olve an inventive step	e laimed invention cannot be o when the document is o documents, such combination
"P" docume	nt published prior to the international filing date but later than prity date claimed	"&" dooument member		
Date of the	actual completion of the international search	Date of mailing of	the international sea	rch report
1	8 September 2018	25/09/	2018	
Name and n	nailing address of the ISA/ European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2	Authorized officer		
	NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Fax: (+31-70) 340-3016	Monné,	Eric	

# INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No PCT/US2018/044066

Cotagory* Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages  X  W0 2004/023904 A1 (PACIFIC BRANDS CLOTHING PTY LT [AU]; WENTZEL SAMUEL [AU]; JONES PAUL [) 25 March 2004 (2004-03-25) abstract; figure 3
X

# **INTERNATIONAL SEARCH REPORT**

Information on patent family members

International application No PCT/US2018/044066

Patient document			_			PCT/US	_
US 2013160192 A1 27-06-2013  US 6047571 A 11-04-2000 NONE  US 2016081840 A1 24-03-2016 AU 2012328481 A1 23-05-2013							
US 2016081840 A1 24-03-2016 AU 2012328481 A1 23-05-2013	US 2010095434	A1	22-04-2010				
EP 2770962 A1 03-09-2014 GB 2498687 A 24-07-2013 JP 6076995 B2 08-02-2017 JP 2014532480 A 08-12-2014 US 2014058311 A1 27-02-2014 US 2016081840 A1 24-03-2016 W0 2013063554 A1 02-05-2013	US 6047571	Α	11-04-2000	NONE			
	US 2016081840	A1	24-03-2016	EP 2 GB 2 JP 6 JP 2014 US 2014 US 2016	277096 249868 607699 453248 405831 608184	2 A1 7 A 5 B2 0 A 1 A1 0 A1	03-09-201 24-07-201 08-02-201 08-12-201 27-02-201 24-03-201
WO 2004023904 A1 25-03-2004 NONE	US 2009265838	A1	29-10-2009	NONE			
	WO 2004023904	A1	25-03-2004	NONE			

Form PCT/ISA/210 (patent family annex) (April 2005)

## フロントページの続き

(81)指定国・地域 AP(BW,GH,GM,KE,LR,LS,MW,MZ,NA,RW,SD,SL,ST,SZ,TZ,UG,ZM,ZW),EA(AM,AZ,BY,KG,KZ,RU,TJ,TM),EP(AL,AT,BE,BG,CH,CY,CZ,DE,DK,EE,ES,FI,FR,GB,GR,HR,HU,IE,IS,IT,LT,LU,LV,MC,MK,MT,NL,NO,PL,PT,RO,RS,SE,SI,SK,SM,TR),OA(BF,BJ,CF,CG,CI,CM,GA,GN,GQ,GW,KM,ML,MR,NE,SN,TD,TG),AE,AG,AL,AM,AO,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BH,BN,BR,BW,BY,BZ,CA,CH,CL,CN,CO,CR,CU,CZ,DE,DJ,DK,DM,DO,DZ,EC,EE,EG,ES,FI,GB,GD,GE,GH,GM,GT,HN,HR,HU,ID,IL,IN,IR,IS,JO,JP,KE,KG,KH,KN,KP,KR,KW,KZ,LA,LC,LK,LR,LS,LU,LY,MA,MD,ME,MG,MK,MN,MW,MX,MY,MZ,NA,NG,NI,NO,NZ,OM,PA,PE,PG,PH,PL,PT,QA,RO,RS,RU,RW,SA,SC,SD,SE,SG,SK,SL,SM,ST,SV,SY,TH,TJ,TM,TN,TR,TT

(74)代理人 100215049

弁理士 石川 貴志

(74)代理人 100100398

弁理士 柴田 茂夫

(72)発明者 カウエル,ウィリアム

アメリカ合衆国 アーカンソー州 72830 クラークスビル,クラーク ロード 1904 Fターム(参考) 3B018 AB08 AC07 FA01